

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計 画 主 体	蓮 田 市

蓮田市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 環境経済部農政課農産担当
所 在 地 蓮田市大字黒浜 2 7 9 9 番地 1
電 話 番 号 0 4 8 - 7 6 8 - 3 1 1 1
F A X 番 号 0 4 8 - 7 6 5 - 1 7 0 0
メールアドレス nousei@city.hasuda.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	アライグマ、ハクビシン、タヌキ、カラス、ヒヨドリ、ドバト
計画期間	令和7～9年度
対象地域	蓮田市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		金額	面積
アライグマ	野菜、豆類、果樹	714 千円	11a
ハクビシン	野菜	24 千円	1a
タヌキ	—	—	—
カラス	—	—	—
ヒヨドリ	—	—	—
ドバト	—	—	—

(2) 被害の傾向

野生鳥獣による農作物への被害は毎年発生している。市内全域にわたり通年被害があることから、農業者の耕作意欲の低下や耕作放棄地の増加を招いている。

アライグマによる農作物の被害や民家の家屋被害は、市内全域で確認されており、年間捕獲頭数についても高止まりしている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和5年度)		目標値 (令和9年度)	
	金額	面積	金額	面積
アライグマ	714 千円	11a	600 千円	10a
ハクビシン	24 千円	1a	20 千円	1a
タヌキ	—	—	—	—
カラス	—	—	—	—
ヒヨドリ	—	—	—	—
ドバト	—	—	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	市が所有する捕獲わなを農業者へ貸し出し、アライグマ等野生動物の捕獲を実施している。	埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき、捕獲を実施してきた。農作物被害の多い地域では、捕獲わなにより捕獲しているが、被害はなくならないため、今後も捕獲を継続する必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	捕獲わなを設置する際に、農業者に対して、防護柵の設置を勧める。	防護柵を設置する費用や労力が被害防止効果に見合わないとする農業者が多いが、柵の効果を啓発しながら導入を勧める必要がある。
生息環境管理その他の取組	捕獲わなを農業者へ貸し出しする際に鳥獣の習性、被害防止技術等を啓発している。	今後も鳥獣の習性、被害防止技術等を啓発していく必要がある。

(5) 今後の取組方針

1	地域が主体となった被害対策の実施 被害を受けている農業者や地域住民、猟友会、農業協同組合、農業委員会を含む蓮田市鳥獣被害防止対策協議会が地域ぐるみの対策を活用した取組を進める。
2	被害防止対策の普及啓発 地域住民や関係者を対象に講習会を開催し、野生動物の生態、野生動物が出没する背景を学び、正しい知識と対処法の普及啓発を図る。また、アライグマ対策として、捕獲従事者養成研修会への参加を促進し、捕獲に従事する人材を育成する。
3	電気柵の普及啓発 農作物被害を軽減するため、農家に対し、農業協同組合等を通じて正しい電気柵の使い方を啓発し、普及を図る。
4	埼玉県アライグマ防除実施計画に基づくアライグマ捕獲の実施 捕獲わなの貸出を通じて、市は、特定外来生物に指定されているアライグマの捕獲及び捕獲個体の処理を計画的に実施する。
5	生息環境管理 市は、鳥獣の隠れ場所となる藪の刈り払いや、収穫・出荷しない農産物、野菜くずを田畑に放置しないように啓発し、生息環境管理に地域ぐるみで取り組む。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲事業については、市が中心となるが、地域においても捕獲の担い手を育成する。

アライグマについては、捕獲従事者養成研修会への参加を促進し、捕獲従事者の育成を図り、地域ぐるみで捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年	アライグマ ハクビシン タヌキ カラス ヒヨドリ ドバト	・ 捕獲わなの貸出（アライグマに限る） ・ アライグマ捕獲従事者養成研修会への参加促進 ・ 捕獲技術の調査研究
令和8年		・ 捕獲わなの貸出（アライグマに限る） ・ アライグマ捕獲従事者養成研修会への参加促進 ・ 捕獲技術の調査研究
令和9年		・ 捕獲わなの貸出（アライグマに限る） ・ アライグマ捕獲従事者養成研修会への参加促進 ・ 捕獲技術の調査研究

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
県鳥獣保護管理事業計画との整合性を図りながら、有害鳥獣捕獲を基本として実施する。アライグマについては、県のアライグマ防除実施計画を踏まえた捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
アライグマ	全頭	全頭	全頭

捕獲等の取組内容
・ 捕獲手段：捕獲わな ・ 捕獲実施予定期間：通年 ・ 捕獲場所：市内被害区域とその周辺

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
特になし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
蓮田市	委譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
アライグマ ハクビシン	電気柵 10a	電気柵 10a	電気柵 10a

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
アライグマ ハクビシン	防護柵の適切な設置及び維持管理の啓発	防護柵の適切な設置及び維持管理の啓発	防護柵の適切な設置及び維持管理の啓発

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

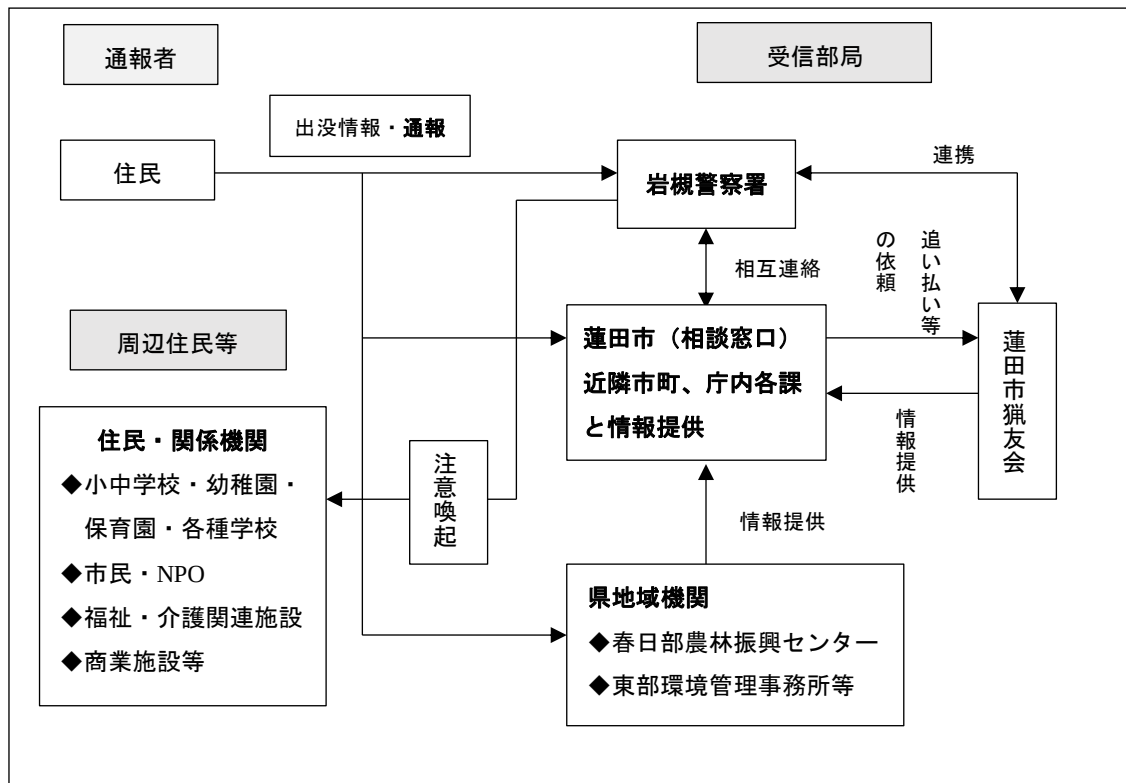
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	アライグマ、ハクビシン、タヌキ、カラス、ヒヨドリ、ドバト	・耕作放棄地対策 ・被害状況調査 ・防護柵の啓発 ・捕獲従事者の育成
令和8年度	アライグマ、ハクビシン、タヌキ、カラス、ヒヨドリ、ドバト	・耕作放棄地対策 ・被害状況調査 ・防護柵の啓発 ・捕獲従事者の育成
令和9年度	アライグマ、ハクビシン、タヌキ、カラス、ヒヨドリ、ドバト	・耕作放棄地対策 ・被害状況調査 ・防護柵の啓発 ・捕獲従事者の育成

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岩槻警察署	パトロール、市民・関係機関への情報提供及び注意喚起、市との相互連絡
県地域機関 ・春日部農林振興センター ・東部環境管理事務所	警察署及び市への情報提供
蓮田市	市民・関係機関への情報提供及び注意喚起、警察署との相互連絡、地元猟友会に追い払い等の依頼
蓮田市教育委員会	市との相互連絡、各小中学校への注意喚起
蓮田市猟友会	市からの依頼を受け、捕獲又は追い払いを実施、市への出没の可能性が高い場所等の情報提供

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

アライグマに関しては、捕獲後、獣医師による安楽死の後に焼却処分。それ以外の鳥獣については、炭酸ガスによる安楽死後に、焼却処分。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

現在、捕獲している鳥獣については、食品・ペットフード・皮革・その他としての利用が難しいため、利用しないこととする。

(2) 処理加工施設の取組

特になし。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

蓮田市鳥獣被害防止対策協議会	
構成機関の名称	役割
蓮田市猟友会	捕獲の協力、指導
蓮田市農業委員会	情報提供、被害防止対策への協力、地域との連携調整
平野梨出荷組合	農作物の保護
蓮田梨出荷組合	農作物の保護
南彩農業協同組合	情報提供、被害防止対策への協力
埼玉県農業共済組合	情報提供、被害防止対策への協力
埼玉県春日部農林振興センター	情報提供、助言・指導
蓮田市環境経済部みどり環境課	情報提供、被害防止対策への協力
蓮田市環境経済部農政課	事務局(施策の立案、関係機関との連絡調整)

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
埼玉県環境部みどり自然課野生生物担当	情報提供、助言・指導
埼玉県農林部農業支援課普及活動担当	情報提供、助言・指導
埼玉県農業技術研究センター	対策の助言・指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員及び民間事業者で対応するため、検討はしない。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害地域ごとに、地域住民が正しい知識を得たうえで協力し、地域が主体的に鳥獣被害対策に取り組めるような体制の構築を推進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・市の広報紙を利用し、農作物や家庭ゴミの放置をやめるよう呼びかける記事を掲載する。
- ・近隣市町、関係機関との情報交換を行いながら連携を図る。